

県民の皆様へ 水害から命を守るためのお願い

令和2年6月
福島県

昨年10月に発生した令和元年東日本台風とその2週間後10月25日に発生した大雨により、本県では32名の方が災害を直接の要因として亡くなられております。そのため県では災害対応に係る検証委員会を設置し、有識者の方から御意見をいただくとともに、被災時の住民避難行動調査を実施し水害から県民の皆様の命を守る取組について検討してきたところであり、本年度の出水期の前に中間報告をとりまとめるとともに、皆様にメッセージを発信することといたしました。

水害から自分や大切な人の命を守るためには、自宅や職場などの自然災害の危険性を平時のうちから理解し、災害が発生する前に安全な場所に速やかに避難する必要があります。

また、このような避難行動をいざというときに速やかに実施するためには、日ごろから自宅などの自然災害の危険性を把握して避難の準備をしておくこと（「マイ避難」の取組）が重要です。

そこで、県民や事業者の皆様におかれましては、水害から自分や自分の大切な人を守るため、下記の内容について、あらためて出水期前に確認されるようお願いいたします。

記

<県民の皆様へ>

1 「自宅などの水害等の危険性」や「避難する場所」を確認しましょう

- ・ 平時から、自宅や職場などの自然災害の危険性や、指定されている避難場所や避難所の場所について、市町村が作成したハザードマップなどで確認してください。

2 具体的な「自分の避難計画（マイ避難）」を作成しましょう

- ・ 避難する場所や避難のタイミング、避難先までの経路などを検討して、具体的な避難計画を作成してください。計画には、避難の際に家から持ち出すものも整理しておきましょう。具体的な避難計画を作成しておくことで、いざという時に速やかに避難行動を実践することができます。
- ・ 作成した避難計画は、ご家族で話し合っ**て共有**しましょう。特に、高齢のご家族など避難に時間がかかる方と同居されている場合は、早め早めに避難することについてあらかじめ理解を得ておきましょう。
- ・ 避難所には新型コロナウイルスの感染を防止するための物品が備えてありますが、マスクや体温計などは出来るだけ携行するように心がけましょう。
- ・ 親戚や知人の家などが、ハザードマップなどにより安全な場所と確認できる場合は、災害の際に避難させてもらえるかあらかじめ相談してみましょう。

3 「避難情報の入手方法」を確認しましょう

- ・ 避難情報は水害等の危険性が高まった際に、お住まいの市町村から、テレビや携帯電話のエリアメール、ホームページ、防災行政無線など多様な手段で発信されます。どのような手段で入手できるか平時から確認してください。
- ・ 例えば、NHK総合テレビのデータ放送では、簡単かつ速やかに、避難情報や開設された避難所の情報、河川の水位情報などが入手できます。テレビのリモコンのデータ放送の使い方（まずはリモコンの「dボタン」を押すこと）を平時から確認してください。

4 「避難情報」や「身を守る行動」について理解を深めましょう

- ・ 高齢者や自力での避難が困難な方などは「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時点で安全な場所に速やかに避難してください。（警戒レベル3）
- ・ 水害の危険性が高まり、市町村から「避難勧告」が発令された場合は、安全な場所に速やかに避難してください。なお、「避難勧告」は、避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。（警戒レベル4）
- ・ 緊急的な場合又は重ねて避難を促す場合に、市町村から「避難指示（緊急）」が発令されます。発令されたら速やかに避難してください。（警戒レベル4）

- ・ 市町村から「災害発生情報」が発令された場合や「大雨特別警報」、「氾濫発生情報」が発表された場合は、垂直避難（自宅の上階等への避難）など、身の安全を守る行動をとる必要があります。（警戒レベル5）
 - ※ 自宅が平屋の場合は垂直避難をすることができません。必ず、早めに安全な場所へ避難してください。
- ・ 避難した後に雨が止んだ場合でも、洪水警報が継続している場合は、危険な洪水災害が発生する可能性があります。警報が解除されるまでは、避難先から自宅に戻ったり、自宅の上階から1階へ降りたりしないで、避難先に留まってください。
- ・ 台風のように事前に被害がある程度予測できる場合は、不要不急の外出を控えてください。また、水害発生時は外出や移動は避けてください。特に、車での移動は大変危険です。

<事業者の皆様へ>

○ 水害から従業員の身の安全を守りましょう

- ・ 台風のように事前に被害がある程度予想できる場合には、勤務時間の短縮やテレワークの導入などにより、災害発生前に従業員が自宅へ戻り、安全な避難場所等に移動できるよう配慮をお願いします。
- ・ 水害が発生しているときに従業員を屋外で移動させることは命を失う危険を伴います。従業員の業務中止や職場での避難（危険の中を帰宅させない）について、配慮をお願いします。

<お問い合わせ先>

福島県危機管理部災害対策課

○ 電話番号：024-521-7194

○ FAX番号：024-521-7920

○ 電子メール：saigai@pref.fukushima.lg.jp